

放射性物質の常時監視に関する測定地点の選定基準について (公共用水域及び地下水)

I. 公共用水域

標記測定地点の選定に当たっては、原則として、以下の考え方にに基づき、行うこととする。

なお、都道府県ごとの地点数については環境省が設定し、都道府県内の地点選定については、環境省が選定基準に基づき、都道府県の協力を得て抽出した候補地点から、測定地点を決定することとする。

1 都道府県ごとの地点数の考え方について

日本全国をバランスよく監視する観点から、各都道府県に 1 地点は確保した上で、面積及び人口に応じて数地点を追加する。

2 都道府県内の地点選定の考え方について

- ① 都道府県ごとに、各都道府県内の河川（湖沼を含む。）の中から、河川の流域面積や流域の人口を考慮し、上述 1. の地点数と同数の代表的な河川を選定する。
- ② ①で選定した河川について、水質汚濁防止法における有害物質等の常時監視の実施に当たって利水地点を念頭に選定している地点の中から選定する。一つの河川の中では、下流部（下流に位置する湖沼を含む。）に位置する地点を優先して測定地点を選定する。
- ③ 特定の発生源からの影響の把握を目的としないことから、原子力施設等の周辺環境モニタリング（放射線監視等交付金）における測定地点近傍は原則として除外する。

(補足)

- ・ 県境をまたぐ河川の場合は、当該都道府県内に河口部を含まなくとも差し支えない。この場合、当該都道府県内において下流部に位置する地点を優先して測定地点を選定する。
- ・ 同一河川における測定地点は、同一県内においては原則 1 箇所までとする。
- ・ 測定地点が 2 地点以上の都道府県であって、県内で 1 つの流域のみの場合、2 地点目以降は本川以外の支川から選択する。
- ・ 隣接県の候補地点が近接する場合は、環境省が調整を行う。

Ⅱ．地下水

標記測定地点（＝井戸）の選定に当たっては、原則として、以下の考え方に基づき行うこととする。

なお、都道府県ごとの地点数については環境省が設定し、都道府県内の地点選定については、環境省が選定基準に基づき、都道府県の協力を得て抽出した候補地点から、測定地点を決定することとする。

1 都道府県ごとの地点数の考え方について

日本全国をバランスよく監視する観点から、各都道府県について 2 地点を確保し、過去数年の地下水の利水量の多い都道府県についてはこれに 1 地点を追加し 3 地点とする。

2 都道府県内の地点選定の考え方について

地下水環境基準項目の常時監視の調査地点を中心として以下の基準により選定する。

- ① 各地下水盆・水脈（以下「地下水盆等」という）からの地下水の利水量も考慮しつつ、地域を代表する井戸（例えばモニタリング専用設置した井戸や利水量の特に多い主要な井戸など）を選定する。¹
- ② 追加調査が必要となる場合を想定し、連絡調整等の利便性を考慮して、自治体等が所有又は管理する井戸を優先する。
- ③ 上記により選定した地点の中から、当該地下水盆等の利水量や広域的な代表性等を勘案し、定点継続監視地点を 1 地点選定する。残りの地点はローリング方式（原則 5 年）とする。
- ④ 特定の発生源からの影響の把握を目的としないことから、原子力施設等の周辺環境モニタリング（放射線監視等交付金）における測定地点近傍は原則として除外する。

（補足）

- ・ 単年度の調査地点数は各県 2～3 であるが、うち 1 地点は定点、残りは 5 年ローリングであるため、各県 6～11 地点を選定。
- ・ 隣接県の候補地点が近接する場合は、環境省が調整を行う。

¹ 選定する井戸は、利水量の多い主要な地下水盆等を適切に代表しているものであることが重要である。一方で、必ずしも当該井戸自体が飲用等に供されている必要はない。
地下水盆・水脈ごとの利水量の把握が難しい場合は、市町村ごとの地下水利用量等適切なデータにより、地下水利用量の多い地域を絞り込み、当該地域を代表する井戸を選定することでもよい。